# 協議第2号

新市の名称について

新市の名称は、稲沢市とする。

平成15年8月27日提出

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会 長 服 部 幸 道

# 新市の名称の決定方法(案)

## 1 概要

1市2町(稲沢市、祖父江町及び平和町)の住民生活に密接に関連する新市の名称については、1市2町の住民を対象として、「稲沢」、「祖父江」及び「平和」の名称を始め新市の名称としてふさわしい名称を公募の上、協議会において応募された名称の中から決定する。

#### 【スケジュール】

月	日	事項
12.	4	第6回合併協議会 新市名を公募に基づいて決定する旨決定 新市名決定方法について承認
	5	記者発表
	~ 15	協議会だより臨時号発行
	25	応募期限
		取りまとめ (実5日間)
1.	9	第 7 回合併協議会 応募票数上位 5 位を新市名候補として報告 候補のうちから新市名を決定
	31	第8回合併協議会 (継続協議とされた場合の予備日)
2.		祖父江町議会議員一般選挙
3.	13	第9回合併協議会
	中旬~	住民説明会開始

### 2 新市の名称の公募実施要領

(1) 応募資格

1市2町の在住者。

ただし、1世帯当り1件の応募とする。

(2) 応募方法

協議会だより刷り込みの専用はがきを使用。なお、郵送料は協議会が負担する。

- (3) 周知方法
  - ・協議会だより
  - 協議会ホームページ
  - · 各市町広報紙
  - ・ 各市町ホームページ
- (4) 記載事項

新市の名称(ふりがな)

その名称とする理由(省略可)

住所

氏名

年齢(省略可)

電話番号(省略可)

### (5) 締め切り

平成 15 年 12 月 25 日 (必着)

# (6) 応募条件

1市2町の名称を始め常用漢字、ひらがな、カタカナ及びこれらの組み合わせにより表記された読み書きが容易な名称であること。

公序良俗に反する名称、また一般常識上において不適切と思われる名称でないこと。

知的所有権に抵触しない名称であること。

全国の他市と同じ表記でないこと。

## (7) 選考基準

次のいずれかの条件を満たすこと。

現在の1市2町の名称(稲沢・祖父江・平和)も含め、1市2町の住民に親しまれている名称

1市2町の歴史的由来、文化、特徴、地理的特性を表現した名称 新市の知名度の向上が期待でき、対外的にアピールできる名称 新市のまちづくりの理念や願いを表した名称

## (8) 応募に際しての留意事項

1件1名称の応募であること。

(一枚の応募はがきに複数の名称を記載したものは無効とする。)

応募された名称に関する一切の権利は、協議会に帰属する。

応募された名称をそのまま採用することが困難な場合は、必要に応じ、協議会が原案の趣旨を損なわない範囲で補作することができる。

### 3 新市の名称の決定要領

(1) 新市の名称候補の選定(予備選考)

同一の名称に関する応募が多いものから 5 位までの名称を協議会における協議の対象とする名称候補として選定し、平成 16 年 1 月 9 日開催予定の第 7 回協議会に報告する。

なお、応募された名称の集計には、各市町の1号委員が立ち会うこととする。

### (2) 新市の名称の決定(最終選考)

協議会は、第7回協議会に報告された名称候補について協議の上、新市の名称を決定する。

なお、この決定に当たって、応募された名称ごとの応募点数は、影響を及ぼ さないものとする。